

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効しました。

現在 93か国が署名し、70か国が批准しています。核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらにその「使用」と「使用するとの威嚇」も禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場合においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

日本国民のおよそ 9 割が戦争を知らない世代となり、早期の署名・批准を願う被爆者の方の平均年齢も 85 歳を超え、残された時間も少なく、悲惨な体験を後世に伝える語り部も減少しています。

戦争のない平和な世界の実現は、国民の恒久の願いです。

唯一被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の世論と、核廃絶の世界の流れを積極的に主導すべきです。

よって日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准するよう強く求めるとともに、それまでの期間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 20 日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

【提出先】

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
外務大臣 上川 陽子 殿
防衛大臣 木原 稔 殿